

四国税理士会

平成25年10月1日オープン

成年後見支援センター 相談室開設のご案内

成年後見制度とは

認知症や障がいにより判断能力が十分でない方々を支援して、自分らしく、安心して生活できる社会の実現を目指すしくみです。

～備えあれば憂いなし～

元気なうちに信頼できる人にしっかり相談しておこう！

任意後見制度

- 本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約に従って、任意後見人が本人を支援する制度です。
- 委任する契約の内容は本人の希望に応じて設定できます。預貯金の管理、賃貸借契約の締結、不動産売却処分や購入、介護サービスの契約、施設の入所契約などです。

法定後見制度

判断能力が不十分な人に親族などから家庭裁判所に申立て、適任と思われる支援者が選ばれる制度です。

【財産管理の専門家🔍】

＼税理士にご相談ください！／

成年後見支援センター

相談日 毎週火曜日（祝日、年末年始、お盆を除く）

時間 13:30～16:30

こんなお悩みありませんか？

- もの忘れがひどくなり、財産管理ができなくなってきたが…
- 不動産を処分したいが、自分の判断に不安がでてきたが…
- 将来、認知症になったらと不安だ。今出来ることはなんだろう？

※ご相談はお一人様 30分を目処とさせていただきます。

近年、認知症や障がいがあっても、自分らしく安心して暮らしていける「成年後見制度」の積極的な活用が求められています。当支援センターでは、相談室を設け成年後見制度に関する一般的な相談や財産管理などについての相談を受け付けます。

事前予約が必要です

電話でご予約
ください。

四国税理士会
成年後見支援センター

☎ 087-823-3733



あなたの暮らしのそばにいる

四国税理士会 高松市番町2-7-12